

令和5年12月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年12月25日(月) 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市教育会館 第3研修室
 3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名
- 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 4番 須見 則雄
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 8番 牧野 昌久
 9番 吉田 武博
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰
- 農地利用最適化 1番 横山 定守
 推進委員 2番 坂上 信雄
 3番 田中 昭司
 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 6番 松井 喜治
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 9番 廣瀬 介治
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第39号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第40号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第41号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第42号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項) ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 久永 幹生 主事 田中 愛里沙
 会計年度任用職員 山内 佳奈

令和5年12月 勝山市定例農業委員会 シナリオ

事務局長代理	ただいまから、令和5年12月定例農業委員会を開催いたします。 それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。
松村会長	(あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願います。
事務局長	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より12月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
酒井委員	11月30日の要請活動というのは、どのような活動をされたのでしょうか。
議長(松村会長)	福井県の各地区の農業委員会から出た議員さんに対するお願いをまとめて各地区の委員長クラスが出てきて国会議員にお願いするというものになります。
辻職務代理	私が会長に代わりまして出席させて頂きましたのでご報告いたします。 (報告)
議長(松村会長)	他、ございませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 7番 高野 忍 委員 8番 牧野 昌久 委員 の両名にお願いします。 これより議事に入ります。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	日程第1 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①については山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	譲渡人の方が福井市のほうで生活されておられるので、息子に生前贈与されたものと思います。問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 ②については酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	資料の4ページ5ページを見て頂きますと、端の三角地になっているところは耕地整備ができていないところでありまして、調査書のとおりで間違いございません。今まで主に父親が春から秋にかけて野菜物を中心に耕作しておられました。朝早くから畑に出ておられてマメに耕作をされておられまして、管理についても適性に行われています。5筆ありますが実際は1枚の畑になっておりまして、作業効率も良く管理されていると思いますので問題はないかと思えます。以上です。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
北山委員	①について、田んぼをされると申請が出ているけれども、現況証明で20年前から物が立っていると書いてあります。ここで田んぼをするというのはおかしいのではないのでしょうか。
事務局	3条の申請地と現況証明の申請地が隣接している土地でございまして、資料の2ページを見て頂きますと田んぼの横が宅地になっております。ややこしいのですがこちらは田んぼとして残っておりますので、よろしく願いいたします。
議長 (松村会長)	他、ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第38号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
議長 (松村会長)	それでは、議案第38号 は、原案どおり承認することに決しました。
議長 (松村会長)	日程第2 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定(所有権の移転)について、を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	資料の6ページから7ページですが、説明頂いたとおりでございまして、問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第39号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第39号については、承認することに決しました。
議長 (松村会長)	続きまして、 日程第3 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第4 議案第41号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第40号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第40号については、承認することに決しました。

議長（松村会長）	続いて、議案第41号について採決いたします。 議案第41号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第41号については「適当である」旨の意見を付すること決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第5 議案第42号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①と②について、山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	①、②について資料の8～13ページのとおりでございまして、申請者が生前贈与のために地目変更登記を申請されたものと思います。どうかよろしくをお願いいたします。
議長（松村会長）	③については、田中政男委員より報告をお願いいたします。
田中政男委員	14ページの写真をみて頂きますと一目瞭然ですけれども、申請地には倉庫と車庫が建っておりまして、右側には石垣が積んであります。そこは柿の木を切った切り株が残っております。車庫と倉庫の周りはコンクリートになっておりまして、非農地で問題ないかと思えます。よろしくをお願いいたします。
議長（松村会長）	④については、酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	資料の16ページの写真を見て頂きたいんですが、申請のとおりでございまして、実際に建物が建っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
議長（松村会長）	⑤については、田中政男委員より報告をお願いいたします。
田中政男委員	こちらについては7名の方が申請されておりますけれども11区画ありまして、同じ場所に集中しておりますのでまとめて報告させていただきます。山手のほうに入りまして11区画のうち4区画に杉が植えられておりまして、山林となっております。2区画については雑木林、これについてもかなり大きな雑木林となっております非農地と判断できます。残り5区画については萱と雑草が生えておりまして、よく見ると段差がございました。完全に非農地であると思えます。機会を入れて整備する価値はないと判断しました。いずれについても非農地ということによいと思えます。よろしくをお願いいたします。

議長（松村会長）	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第42号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
北山委員	<p>①は区画整備しているところですよ。こちらは5条の申請は出ていたのか確認させて頂きたいです。</p>
事務局	<p>はい、こちらについてお調べしましたところ、昭和63年に転用の許可が出ておりました。許可が出た後に農地を転用され、そのまま登記の変更はされずに残った土地ということになります。本来であれば転用完了後に所有者本人が登記地目の変更を行う必要があるのですが、それがされておらず、今回所有権の移転をされたいとなったときに登記簿の地目と現況の地目が違うとなりますと名義変更ができませんので、今回現況地目と登記簿地目を合わせるために非農地の証明が必要になったという経緯がございます。</p>
北山委員	<p>昭和63年に転用されたということであればわかりませんが、区画整備をしたということはお金をかけて整備された土地ということですか。ちゃんと転用許可が取られているか確認して、必要な手続きがとっておられない場合はちゃんと指摘していかないといけないと思います。</p>
議長（松村会長）	<p>他、ありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第42号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第42号については、原案どおり承認することに決しました。</p>
議長（松村会長）	<p>次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>（報告）</p>
議長（松村会長）	<p>このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>（報告）</p>

議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは地域計画の進捗状況についてご報告いたします。 （報告） 続きまして、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集についてご報告いたします。 （報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。 最後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和6年1月26日(金)午後3時00分から、勝山市教育会館 3階 第3研修室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長代理	松村会長、ありがとうございました。 以上で12月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉